



いじめをゆるさない学校づくり

平成 25 年「いじめ防止対策推進法」が施行され、社会総がかりでいじめ問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制が示されました。それに伴い、県、各市町村、そして各学校でも指針が策定されました。石神中学校でも、「石神中学校いじめ防止基本指針」を策定し、いじめをゆるさない学校づくりに努めてきています。2 学期の始まりにあたり、学校の職員、生徒、そして保護者の皆様全員で「いじめ」についての認識を再度、確認することにより、改めて石神中学校がいじめをゆるさない学校づくりに努めていくことを宣言したいと考えております。

それでは、まず「いじめ」の定義は、以下の法律で規定されている通りです。

いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめられた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。そのため、石神中学校でも日頃の子どもたちの変化、ささいな兆候も速やかに見とり、対応できるようにしております。また、生徒本人や保護者の方へのアンケート等も実施し、インターネット上など大人の気づきにくい場所や形で行われているいじめの発見にも努めております。

いじめは決して許される行為ではありませんが、国の調査によれば、「仲間はずれ、無視、陰口」などをされた経験がある、した経験があるという児童生徒が、どちらも 9 割いるという報告がありました。そのため、いじめはどの子にも起こりえることであるという思いの基に、いじめの未然防止から発見、速やかな対応に努めています。

また、外部の人材を交えてのいじめ問題対策協議会を定期的開催し、学校の取り組みについてご意見をいただいております。また、いじめ事案が発生した場合は、速やかにいじめ対策会議を招集し、対応を協議し、問題の早期解決に努めています。更には、常に教育委員会との連絡・相談を密にし、対応への指導を受けております。

生徒の皆さん、「いじめ」はどんな理由があっても決して許される行為ではありません。心配なこと、不安なことがあったら、いつでも大人に相談しましょう。

保護者の皆様、学校では今後とも、子ども達の小さな変化をも見とれる体制づくりに努めていきたいと思っています。保護者の皆様も、ご心配なこと、ご不安なことがありましたら、いつでもご連絡いただければと思います。また、別紙資料の「いじめのサイン 活用シート」などもご活用いただければと思います。

石神中学校では、今後ともいじめを決してゆるさない学校づくりに努め、生徒が安心・安全に生活できる場を目指し、子ども達が充実した学校生活を送れるように努めていきたいと思っています。

いじめとは、何か



いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

どの子供にも起こりうる、いじめ

小中学生への6年間のいじめの追跡調査

国立教育政策研究所
生徒指導・進路指導センター
いじめ追跡調査2013-2015

「仲間はずれ、無視、陰口」

された経験がある・・・9割

した経験がある・・・9割

大人が気付きにくい、いじめ

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなど、大人の目に付きにくい場所や形で行われます。いじめられた子供自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあります。

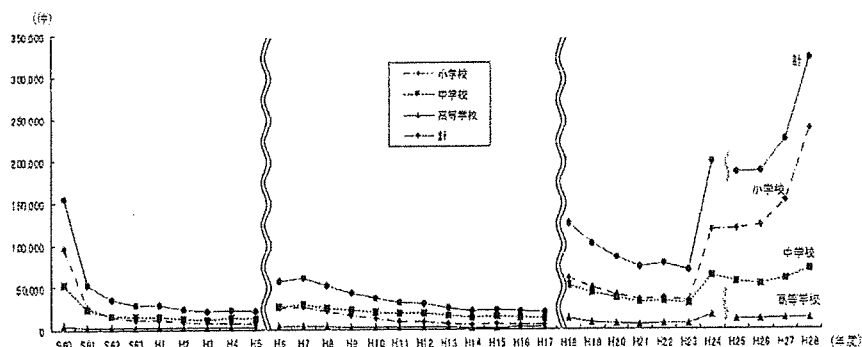
ささいな兆候も、積極的に認知

いじめの認知件数の推移

平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

いじめの認知件数は、社会の関心が下がるとともに低下してしまう傾向が見受けられます。

いじめは必ず起こりうるもの、という認識のもと、ささいな兆候にも積極的に認知し、対処していく姿勢が必要です。



なやみいおう

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310

知っていますか「いじめ防止対策推進法」

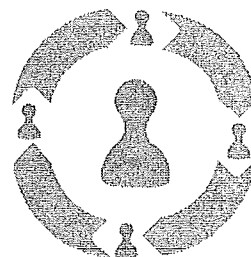
平成25年6月21日成立、6月28日公布、9月28日施行

いじめ防止対策推進法は、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、対処していくための、基本的な理念や体制を定めた法律です



学校や地域のいじめの問題への対応が、「計画的」「組織的」に実行されます

- 各地域や学校で、いじめ防止等のための「基本方針」が策定され、法律や基本方針に基づいて取組が行われます
- 全ての学校がいじめの対策の「組織」を置き、いじめの未然防止から発見・対応に至るまで、この「組織」が中心となって取組が行われます



学校が、いじめの通報の窓口となります

- いじめかなと思ったら学校に連絡するなどの対応をお願いします

「重大事態」には調査組織を設置します

- 生命・身体に関わる事態について、専門家も交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査します

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

保存版

いじめのサイン

発見シート

監修 森田洋司 氏 大阪府立大学名誉教授 いじめ防止基本方針策定協議会会長

多くの子どもたちが、だれにも相談できずにいる「いじめのこと」。言葉では伝えられなくても、「いじめ」があれば毎日の生活の中に、これまでとちがった行動や態度などが現れます。「いじめのサイン発見シート」を使ってふだんの生活とのちがいを確認してください。

朝 (登校前)

※チェック欄は2回、もしくは2人で出来るように2つあります。

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕 (下校後)

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。

お子さまのようすはいかがですか？

夜間 (就寝後)

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

夜 (就寝前)

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友達の話がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

■「いじめ」をしていませんか？

いじめの側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

- ☐ 言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ☐ 買ったおぼえのない物を持っている。
- ☐ 与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

クラス替えなど環境の変化には特に注意が必要です。

4月はクラス替えで新しい友達ができるなど、子どもにとって環境が大きく変わる月です。学校生活を楽しく過ごせる友達ができるかどうか、注意して見守る必要があります。また、転校などのタイミングにも注意してください。

休み明けの変化を見逃さないようにしましょう。

夏・冬休みの終わりがから新学期が始まる時期に、登校をいやがったり、元気がなくなったりしていないか、子どものようすの変化に注意する必要があります。日曜日から月曜日にかけても同じです。

「あれ？」

もしかしてと
思ったら...

- 子どもにとって良い相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- ようすがおかしくても、問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- 何があっても「守り抜く」「必ず助ける」ことを真剣に伝えましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられるほうが悪い」「弱いからいじめられる」

ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

相談窓口

24時間子供 SOS ダイヤル

なやみいおう

24時間全国どこからでも悩みを相談することができます。
☆平成28年4月より、通話料が無料になりました。

0120-0-78310